



® 平成 29 年 1 月 10 日 (火)

No. 14358 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆インドにおける知的財産実務①⑥

インド知財2016年十大ニュースと2017年の展望…(1)

☆日本、中国、韓国の知財分野の協力が進展します…(7)

インドにおける知的財産実務 ①⑥

インド知財2016年十大ニュースと 2017年の展望

TMI総合法律事務所

弁護士 小川 聡

弁護士 奥村 文彦

第1 はじめに

本号では、インドの知的財産に関連する2016年の十大ニュースを取り上げ、その概要と2017年の展望について解説する。インドの知的財産と言っても、特許、商標、地理的表示等、その対象は幅広く、インドで事業を展開する各日系企業の業務分野によって関心の大きさも異なるものと思われる。そのため、

2016年の1年を通じて日系企業の知財担当者や知財法務を扱う弁護士の間で大きな話題になったトピックの中から、多くの日系企業に影響を与え、かつ今後の実務にとって重要と思われるものを、法分野のバランスにも配慮しながら、10のテーマにまとめる形で取り上げた。読者の皆様が、この1年におけるインドの知的財産に関連する動きを振り返り、来年



伊東国際特許事務所

会長
副会長
所長代理
意匠部長

* 弁理士 伊加鶴木新川
* 弁理士 岩古杉遠野
* 弁理士 茂田岡町
* 弁理士 金井村谷
* 弁理士 佐々木
* 弁理士 柳

東藤谷越井岡田山本野下口本井子
伊加鶴木新川岩古杉遠野茂田岡町金井村谷佐々木柳

忠隆裕 彦夫二力論孝論寛一奈隆行志洋崇亮子樹曉一雄
忠隆裕 彦夫二力論孝論寛一奈隆行志洋崇亮子樹曉一雄

所長
副所長
所長代理

○ * 弁理士 伊吉藤横渡見松中
* 弁理士 青寺鈴谷佐猪中成加酒川
○ * 弁理士 伊吉藤横渡見松中
* 弁理士 青寺鈴谷佐猪中成加酒川

国際の知財
研究所 所長(兼)

米特許弁護士(CA) 森 小百合

上級副所長
副所長
所長代理
事務長・商標部長

* 弁理士 大石宮木
* 弁理士 岩坂川田永小通岡坪川稻山板佐佐
* 弁理士 大石宮木
* 弁理士 岩坂川田永小通岡坪川稻山板佐佐

顧問

米特許弁護士 山口 昭則

進隆 介治修博美弘郎均子哉介副平子博郎規誠
松樹雅猛 美英忠央洋綾正三友

顧問

米特許弁護士 張 小拘

IPUSA PLLC 米特許弁理士 ハーマンパリス

◎米国/パテントエージェンツ(登録) ◎米国/パテントエージェンツ(合格)

有馬 佑輔 米特許弁理士 ロナルドスナイダー

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内 MY PLAZA (明治安田生命ビル) 16階
TEL 03(5223)6011(代表) FAX 03(5223)7121~2(国内部) 03(5223)7123~5(外国部) E-Mail: itohpat@itohpat.co.jp URL <http://www.itohpat.co.jp>

に向けてのインドの知財戦略を考える上で、少しでも参考になれば幸いである。なお、本号の内容は2016年11月30日現在の情報に基づくものである。

第2 インド知財2016年の動向及び考察

1. 特許法関連

(1) 印Lee Pharma Limited社による強制実施権の申請の拒絶

ア 概要

印Lee Pharma Limited社(以下「リー・ファーマ社」という。)は、2015年6月29日、1970年インド特許法(Patents Act, 1970。その後の改正を含め、以下「特許法」という。)第84条第1項に基づき、英AstraZeneca plc社の糖尿病治療薬サクサグリプチン(Saxagliptin)に対する強制実施権を申請した。

特許法第84条第1項(a)乃至(c)は、強制実施権の申立人に対して、以下の事実の一応の証明を義務づけている。

- ① 特許発明に関する公衆の合理的な需要が満たされていないこと
- ② 特許発明が合理的に手頃な価格で公衆に利用可能でないこと
- ③ 特許発明がインド国内で実施されていないこと

本件において、インド特許庁(Office of the Controller General of Patents, Designs & Trade Marks, CGPDTM。以下「特許庁」という。)は、2016年1月19日、リー・ファーマ社の主張は信頼性の高いデータ及び統計等の証拠に基づくものではなく、上記①乃至③について、いずれも一応の証明がなされていないとして、上記申請を棄却した。

イ 考察

インドにおいては、印Natco Pharma Limited社(以下「ナトコ社」という。)による独Bayer AG社に対する強制実施権の申請が認容された事例(本連載第1回参照)や、スイスNovartis International AG社の特許を認めないとする判断が下された事例(本連載第2回参照)等、医薬品特許を巡り先発医薬品メーカーに不利な判断が続いていた。しか

し、ナトコ社の事例以降、インドの裁判所及び特許庁は、強制実施権の申請をいずれも拒絶し、強制実施権の発動に対して慎重な姿勢を示している。

また、2016年3月頃の一部報道によれば、米国商工会議所(U.S. Chamber of Commerce)、米国研究製薬工業協会(Pharmaceutical Research and Manufacturers of America, PhRMA)、米印ビジネス評議会(USIBC)、及びインドとの公正な貿易に向けた連携(Alliance for Fair Trade with India, AFTI)が米国通商代表部(United States Trade Representative, USTR)に提出した2016年スペシャル301条レビューにおいて、インド政府は、米国政府に対して、今後は商業目的による強制実施権の発動を抑えることを非公式に約束したと記載されているという。インド政府は上記報道を否定しており、強制実施権を含む医薬品特許に対する方針が変化したか否かは定かではないが、日系医薬品メーカーにおいては、2017年以降、強制実施権の発動に対するインド政府の姿勢に何らかの変化が生じる可能性は否定できない。

(2) コンピュータ関連発明の審査ガイドラインの公表(本連載第14回参照)

ア 概要

特許庁は、コンピュータ関連発明の特許審査、とりわけ特許法第3条(k)の該当性に関する審査を明確化・均一化するために、2016年2月19日、新たなコンピュータ関連発明の特許出願に対する審査ガイドライン(以下「新ガイドライン」という。)を公表し、同日から運用を開始した。

特許法第3条(k)は、「コンピュータ・プログラムそれ自体(a computer programme per se)」には特許を付与しない旨規定している。インドでは、2002年に特許法第3条(k)が導入されて以降、いかなる場合に、コンピュータ関連発明が「コンピュータ・プログラムそれ自体」に該当するかが議論されてきた。この点、特許審査官は、2013年に最初の